

富士宮市空き店舗等対策事業補助金を申請される方へ

以下の内容を確認し、同意される方のみ申請してください。

- 補助金交付申請書の受付をもって補助金の交付決定ではありません。
補助金の交付決定には、書類審査等のため1ヵ月程かかる可能性があります。
- 補助金の交付決定を受ける前に、工事に着手した場合や、備品を納入した場合は、補助対象外となります。
- 補助金の対象経費は、改修工事費または店内備品納入費を計上しており、施工業者に市内事業者を選定していることが条件となります。
- 各種関係法令について
改装工事を行う際は、建築基準法や消防法、食品衛生法等の関係法令を確認し、必要に応じて手続を行ってください。
- 交付申請内容の変更・取り消し
交付申請内容に変更、もしくは事業を行わなくなった場合には、直ちに連絡してください。
- 商店街振興組合（商店会）への加入・協力について
実績報告までに所属する商店街振興組合（商店会）への加入の手続きを行ってください。
- 実績報告書の提出
補助金の実績報告（改装が完了した報告）は、改装完了後直ちに提出してください。
- 事業報告書の提出
事業の継続性や事業状況を確認するため、申請年度及びその翌年度に事業報告書を提出してもらいます。
- 駅前通り商店街・中央商店会・神田商店街に出店予定の方へ
富士宮市景観計画の中の重点地区のため、建物の改修など外観を変更する場合や、看板などを設置する場合は、届出が必要です。（相談先：都市計画課又は建築住宅課（市役所5階））

問い合わせ先 富士宮市商工振興課 担当：佐野 電話：22-1295
